

○神奈川県県税条例施行規則（昭和45年神奈川県規則第43号）新旧対照表

新	旧
<p>(権限の委任)</p>	<p>(権限の委任)</p>
<p>第1条 徴収金（県税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。次項、第3条第2項第4号、<u>第7条第9項</u>、第10条及び第34条を除き、以下同じ。）の賦課徴収、徴収金の徴収のためにする登記又は登録及び県税に係る過料処分に関する事務は、次に掲げる事項を除き、県税事務所又は神奈川県自動車税管理事務所（以下「県税事務所等」という。）の長（以下「所長」という。）に委任する。ただし、神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号。以下「条例」という。）第4条第1項の表の事務の欄に掲げる事務は同表の当該県税事務所等の欄に掲げる県税事務所等の長に、条例第8条第1項に規定する証明書の交付に関する事務（同表の事務の欄に掲げる事務を除く。）は当該証明書の交付の請求を受けた県税事務所の長に、第2条第15号又は第24号に規定する自動車税の環境性能割又は種別割の減免に関する事務（同欄に掲げる事務を除く。）は当該減免に係る申請書を経由した県税事務所の長に委任する。</p>	<p>第1条 徴収金（県税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。次項、第3条第2項第4号、<u>第7条第8項</u>、第10条及び第34条を除き、以下同じ。）の賦課徴収、徴収金の徴収のためにする登記又は登録及び県税に係る過料処分に関する事務は、次に掲げる事項を除き、県税事務所又は神奈川県自動車税管理事務所（以下「県税事務所等」という。）の長（以下「所長」という。）に委任する。ただし、神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号。以下「条例」という。）第4条第1項の表の事務の欄に掲げる事務は同表の当該県税事務所等の欄に掲げる県税事務所等の長に、条例第8条第1項に規定する証明書の交付に関する事務（同表の事務の欄に掲げる事務を除く。）は当該証明書の交付の請求を受けた県税事務所の長に、第2条第15号又は第24号に規定する自動車税の環境性能割又は種別割の減免に関する事務（同欄に掲げる事務を除く。）は当該減免に係る申請書を経由した県税事務所の長に委任する。</p>
<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p>第1条の2・第1条の3 (略)</p>	<p>第1条の2・第1条の3 (略)</p>
<p>第1条の4 条例第4条第1項の表8の項に規定する県内に住所又は事務所若しくは事業所を有しない者に係る自動車税に係る事務で規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>第1条の4 条例第4条第1項の表8の項に規定する県内に住所又は事務所若しくは事業所を有しない者に係る自動車税に係る事務で規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 法第11条第1項に規定する第二次納税義務者（<u>法第11条の10第1項</u>の規定により第二次納税義務を有する者を除く。第1条の6において「第二次納税義務者」という。）に対する法第11条第1項に規定する告知及び同条第2項に規定する督促に関する事務</p>	<p>(2) 法第11条第1項に規定する第二次納税義務者（<u>法第11条の9第1項</u>の規定により第二次納税義務を有する者を除く。第1条の6において「第二次納税義務者」という。）に対する法第11条第1項に規定する告知及び同条第2項に規定する督促に関する事務</p>
<p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(3)・(4) (略)</p>
<p>第1条の5～第6条 (略)</p>	<p>第1条の5～第6条 (略)</p>
<p>(徴収金の納付又は納入)</p>	<p>(徴収金の納付又は納入)</p>
<p>第7条 (略)</p>	<p>第7条 (略)</p>
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p>5 前各項の規定によるほか、県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割、<u>法人の県民税及び事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税並びに軽油引取税</u>（納税者又は特別徴収義務者が電子情報処理組織（県の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と申請等（申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づき県の機関等に対して行われる通知をいう。）又は納付若しくは納入を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子</p>	<p>5 前各項の規定によるほか、県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割<u>並びにゴルフ場利用税</u>（<u>特別徴収義務者が電子情報処理組織（県の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と申請等（申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づき県の機関等に対して行われる通知をいう。）又は納付若しくは納入を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子</u></p>

新	旧												
<p>情報処理組織をいう。_____次項において同じ。)を使用して納付又は納入を行うための手続を行った場合に限る。)に係る徴収金_____</p> <p>_____並びに個人事業税、不動産取得税及び自動車税の種別割に係る徴収金は、知事又は地方税共同機構から得た個々の納付又は納入を識別するために知事又は地方税共同機構が割り当てる符号を用いて納付し、又は納入することができる。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 第1項から第5項までの規定によるほか、<u>個人事業税、不動産取得税及び自動車税の種別割に係る徴収金は、地方自治法第231条の2の3第1項の規定により知事が指定した者(以下この項において「指定納付受託者」という。)</u>が納税義務者から納付の委託を受けたときは、<u>当該指定納付受託者に納付させることができる。</u></p> <p>8 第1項から第5項まで<u>及び前項</u>の規定によるほか、第5項の規定により符号を用いて納付し、又は納入することができる徴収金は、法第747条の8第1項の規定により地方税共同機構が指定した者(以下この項において「機構指定納付受託者」という。)が納税義務者又は特別徴収義務者から納付又は納入の委託を受けたときは、<u>当該機構指定納付受託者に納付し、又は納入させることができる。</u></p> <p>9 (略)</p> <p>(第二次納税義務免除に関する通知)</p> <p>第7条の2 所長は、<u>法第11条の10第3項</u>の規定による申告があつた場合は、第二次納税義務を免除するかどうかについて第二次納税義務免除に関する通知書により当該申告をした者に通知しなければならない。</p> <p>第8条～第37条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p> <p>別表第4 (第37条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1～9 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>9の2 法第11条の10第3項の規定による申告</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>9の3～126 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	1～9 (略)	(略)	9の2 法第11条の10第3項の規定による申告	(略)	9の3～126 (略)	(略)	<p>情報処理組織をいう。<u>以下この項及び次項</u>において同じ。)を使用して_____納入を行うための手続を行った場合に限る。)に係る徴収金、<u>法人の県民税及び事業税並びに県たばこ税(納税者が電子情報処理組織を使用して納付を行うための手続を行った場合に限る。)</u>に係る徴収金並びに個人事業税、不動産取得税及び自動車税の種別割に係る徴収金は、知事又は地方税共同機構から得た個々の納付又は納入を識別するために知事又は地方税共同機構が割り当てる符号を用いて納付し、又は納入することができる。</p> <p>6 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>7 第1項から第5項まで_____の規定によるほか、第5項の規定により符号を用いて納付し、又は納入することができる徴収金は、法第747条の8第1項の規定により地方税共同機構が指定した者(以下この項において「機構指定納付受託者」という。)が納税義務者又は特別徴収義務者から納付又は納入の委託を受けたときは、<u>当該機構指定納付受託者に納付し、又は納入させることができる。</u></p> <p>8 (略)</p> <p>(第二次納税義務免除に関する通知)</p> <p>第7条の2 所長は、<u>法第11条の9第3項</u>の規定による申告があつた場合は、第二次納税義務を免除するかどうかについて第二次納税義務免除に関する通知書により当該申告をした者に通知しなければならない。</p> <p>第8条～第37条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p> <p>別表第4 (第37条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1～9 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>9の2 法第11条の9第3項の規定による申告</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>9の3～126 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	1～9 (略)	(略)	9の2 法第11条の9第3項の規定による申告	(略)	9の3～126 (略)	(略)
1～9 (略)	(略)												
9の2 法第11条の10第3項の規定による申告	(略)												
9の3～126 (略)	(略)												
1～9 (略)	(略)												
9の2 法第11条の9第3項の規定による申告	(略)												
9の3～126 (略)	(略)												



県 税

都道府県コード 140007 領収済通知書

納税者

課税年度	年	月	納税通知書番号・登録番号・管理番号・事業年度等

申告区分 税 ()	十億	百万	千	円
延滞金				
加算金				
重加算金				
計				

上記の金額を領収したので、通知します。

神奈川県 事務所出納員殿

領収日付印

都道府県コード 140007 納付 (入) 書 (原符)

納税者

課税年度	年	月	納税通知書番号・登録番号・管理番号・事業年度等

申告区分 税 ()	十億	百万	千	円
延滞金				
加算金				
重加算金				
計				

上記の金額を領収しました。

収納通知先 神奈川県 事務所

領収日付印

日	計	円

県 税

都道府県コード 140007 領収証書

住所 (所在地)
納税者氏名
(法人名)

課税年度	年	月	納税通知書番号・登録番号・管理番号・事業年度等

申告区分 税 ()	十億	百万	千	円
延滞金				
加算金				
重加算金				
計				

上記の金額を領収しました。

納付場所

領収日付印

神奈川県指定金融機関、神奈川県指定代理金融機関及び神奈川県取納代理金融機関(神奈川県取納代理金融機関及び全国の地方税統一QRコード対応金融機関)

<新>

備考 全国の地方税統一QRコード対応金融機関は、法人の県民税及び事業税の徴収金の納付書の場合に記載すること。



県 税

領収済通知書

都道府県コード 140007

納税者

課税年度	年	月	納税通知書番号・登録番号・管理番号・事業年度等

申告区分 税 ()	十億	百万	千	円
延滞金				
加算金				
重加算金				
計				

上記の金額を領収したので、通知します。

神奈川県 事務所出納員殿

納期限

領収日付印

県 税

領収証書

都道府県コード 140007

住所 (所在地)
納税者氏名
(法人名)

課税年度	年	月	納税通知書番号・登録番号・管理番号・事業年度等

申告区分 税 ()	十億	百万	千	円
延滞金				
加算金				
重加算金				
計				

上記の金額を領収しました。

納付場所
神奈川県指定金融機関、神奈川県指定代理金融機関及び神奈川県収納代理金融機関

納期限

領収日付印

<新旧>

第145号様式の10 (別表第4関係) (用紙 日本産業規格A 4縦長型)

個人の県民税、個人の市町村民税及び森林環境税徴収受通知書

第 号
年 月 日

納税者
(住(居)所等)
(氏名(法人の名称)) 様

神奈川県 県税事務所長 印

地方税法第739条の5第3項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により、次の個人の県民税、個人の市町村民税及び森林環境税について、 年 月 日に 市町村民長からその徴収の引継ぎを受けましたので、通知します。
なお、今後は、県において徴収を行うこととなりますので、別添の納付書により指定期日までに納めてください。

	整理番号	年度	期別	納期限	税額	延滞金	加算金	滞納処分費	計
滞				・	円	円	円	円	円
				・					
納				・					
				・					
金				・					
				・					
額				計					

指定期日

年 月 日

備考

備考